

## 「伊達市議会だより」への有料広告の掲載について

### ● 広告の規格・掲載料

- ① 8月22日号（6月定例会議）、11月28日号（9月定例会議）、翌年2月27日号（12月定例会議）、5月22日号（3月定例会議）  
発行部数 各号 22,500部
- ② 規格【全枠】 横 180mm×縦 45cm 【半枠】 横 87mm×縦 45cm
- ③ 枠数 1号当たり全枠 1個または、半枠 2個
- ④ 単価 1号当たり【全枠】 20,000円【半枠】 11,000円

### ● 申込みから掲載まで

- ① 伊達市議会広告掲載申込書 に広告（案）を添付して、議会事務局へ提出してください。
- ② 伊達市議会では、申請書受付後に広告内容が定めている基準に合っているかなどの審査を行います。場合によっては議会広報委員会に諮って決定することもあります。
- ③ 広告掲載の可否は、広告掲載決定通知書または広告非掲載決定通知書により申請者にご連絡します。
- ④ 広告掲載を決定した場合は、広告料を納めていただく納付書をお送りしますので、市指定の金融機関から広告料をお支払いください。お支払い確認後に広告掲載となります。

### ● 掲載できない広告

次のいずれかに該当する広告は掲載できません。

- ① 市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- ② 政治性又は宗教性のあるもの
- ③ 意見広告又は名刺広告及びこれらに類するもの
- ④ 投機心又は射幸心をあおるもの及びおそれのあるもの
- ⑤ 市が広告の対象となるものを推奨しているものと誤解を招く表現のもの
- ⑥ 青少年の健全育成を阻害するもの及びおそれのあるもの
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- ⑧ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの及びこれに類するもの
- ⑨ 公の秩序又は善良な風俗に反するもの及びおそれのあるもの
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- ⑪ 伊達市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成20年伊達市告示第14号）に規定する競争入札参加資格制限措置を受けている者

詳しくは、伊達市議会有料広告掲載の取扱いに関する規程第4条第2項において準用する伊達市企業広告掲載規則第3条をご覧ください。